

登園許可証(意見書※医師記入)

ミント保育園 施設長 殿

園児名() 男・女

上記の児は、感染症名()の症状が回復し、かつ学校保健安全法の基準により、
伝染病の予防上、集団生活に支障がない状態になりました。月 日より登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名: _____

医師名: _____ 印

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

下記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「登園許可書」を保育所に提出して下さい。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団生活が可能な状態となってからの登園であるようにご配慮ください。

| 感染症名 | 感染しやすい期間 | 登園の目安 |
|--------------------------------|--------------------------------------|---|
| 麻疹(はしか) | 発症の1日前から発疹出現後の4日後まで | 解熱した後3日を経過していること |
| 新型コロナウイルス | 発症後5日間 | 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後1日を経過すること※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日として、5日経過すること |
| インフルエンザ | 症状がある期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い) | 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過していること |
| 風疹 | 発疹出現の前7日から後7日間くらい | 発疹が消失していること |
| 水痘(水ぼうそう) | 発疹出現1~2日前から痂皮(かさぶた)形成まで | すべての発疹が痂皮化(かさぶた)していること |
| 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 発症3日前から耳下腺腫脹後4日間 | 耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること |
| 結核 | - | 病状により医師において感染の恐れがないと認められていること |
| 咽頭結膜熱(アデノウイルス感染症) | 発熱、充血等症状が出現した数日間 | 発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること |
| 流行性角結膜炎 | 充血、目やに等症状が出現した数日間 | 感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失し、医師により感染の恐れがないと認められていること |
| 百日咳 | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで | 特有の咳が消失していること、または適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること |
| 腸管出血性大腸菌感染症(O-157.O-26.O-111等) | - | 医師により、感染のおそれがないと認められている事。また症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し48時間をあけて連続2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能。 |
| 急性出血性結膜炎 | ウイルスが呼吸器から1~2週間、便から数週間~数か月排出される間 | 病状により医師において感染の恐れがないと認められていること |
| 瞼膜炎菌性瞼膜炎 | - | 病状により医師において感染の恐れがないと認められていること |

※感染しやすい期間を明確に掲示できない感染症については(-)としている。

2024.5改定

登園届

(※医師の診断の上、保護者の記入が可能)

ミント保育園 施設長 殿

園児名() 男・女

(医療機関名) _____ の(医師名) _____ (年 月 日受診)

において、感染症名()の症状が回復し、かつ学校保健安全法の基準により、

伝染病の予防上、集団生活に支障がない状態に診断されましたので 月 日より登園いたします。

記入日: 令和 年 月 日

保護者名: _____

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可書の判断をお願いします。

※保護者の皆さまへ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活出来るよう、下記の感染症については登園の目安を参考に、かかりつけ医に受診し診断に従い、この「登園届」の記入し保育所に提出して下さい。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団生活が可能な状態となってからの 登園であるようにご配慮ください。

| 感染症名 | 感染しやすい期間 | 登園の目安 |
|------------------------------|--|--------------------------------|
| 溶連菌感染症 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間 | 抗菌薬内服後24~48時間経過していること |
| マイコプラズマ肺炎 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間 | 発熱や激しい咳が治まっていること |
| 手足口病 | 手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間 | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| 伝染性紅斑(リンゴ病) | 発しん出現前の1週間 | 全身状態が良いこと |
| ウイルス性胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノウイルス等) | 症状のある間と、症状消失後の1週間(量は減少していくが、数週間ウイルスを排出しているので注意が必要) | 嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれるこ |
| ヘルパンギーナ | 急性期の数日間(便の中に1ヶ月程度ウイルスを排出しているので注意が必要) | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| RSウイルス感染症 | 呼吸器症状のある間 | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと |
| 帯状疱疹 | 水疱を形成している間 | すべての発疹が痂皮(かさぶた)化していること |
| 突発性発疹 | - | 解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと |
| 伝染性膿瘍疹(とびひ) | 効果的治療開始後24時間まで | 皮疹が乾燥しているか湿潤部位が皮覆できる程度のものであること |
| その他医師が上記の感染症に類するものと認められたもの | 症状により医師において感染のおそれがあると認められた期間 | 症状により医師において感染のおそれないと認められてから |

※感染しやすい期間を明確に掲示できない感染症については(-)としている。

2024.5改定